

岩国市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

岩国市規則第 号

岩国市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）の施行について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 238 号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令に定めるところによるほか、次の各号に掲げる用語について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定申請 法第 5 条の 3 第 1 項の規定による管理計画の認定の申請をいう。
- (2) 認定基準 法第 5 条の 4 各号に掲げる基準をいう。
- (3) 支援サービス 公益財団法人マンション管理センターが提供する管理計画認定手続支援サービスをいう。
- (4) 認定の更新 法第 5 条の 6 第 1 項の規定による管理計画の認定の更新をいう。
- (5) 変更の認定 法第 5 条の 7 第 1 項の規定による管理計画の変更の認定をいう。
- (6) 認定の取消し 法第 5 条の 10 第 1 項の規定による管理計画の認定の取消しをいう。

(認定の事前確認)

第 3 条 認定申請又は認定の更新の申請をしようとする管理組合の管理者等（以下「申請者」という。）は、認定申請又は認定の更新の申請の前に、管理計画が認定基準に適合することについて、支援サービスを経由して公益財団法人マンション管理センターの事前確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(認定申請)

第 4 条 認定申請又は認定の更新の申請は、支援サービスを経由して行うものとする。

2 省令第 1 条の 2 に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、前条に規定する事前確認適合証とする。

(申請の取下げ)

第 5 条 認定申請、認定の更新の申請又は変更の認定の申請を取り下げようとする申請者は、マンション管理計画の認定申請取下届（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第 6 条 市長は、認定申請、認定の更新の申請又は変更の認定の申請に係る管理計画が認定基準に適合しないと認めたときは、マンション管理計画不認定通知書（様式第 2 号）に省令第 1 条の 2 第 1 項に規定する申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知しなければならない。

(管理の取りやめ)

第7条 管理計画認定マンションとしての管理を取りやめようとする認定管理者等は、管理計画認定マンションとしての管理を取りやめる旨の申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第8条 法第5条の8の規定による報告の徴収は、認定管理計画に関して報告を求める旨の通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第5条の8の規定により報告を求められた認定管理者等は、管理状況報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（改善命令）

第9条 法第5条の9の規定による命令（以下「改善命令」という。）は、改善命令書（様式第6号）により行うものとする。

2 改善命令を受けた認定管理者等は、必要な措置を講じたときは、改善報告書（様式第7号）により報告しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（管理計画認定マンションの公表）

第11条 市長は、申請者が認定を受けた際の公表に同意した場合において、管理計画の認定をしたときは、認定申請に係る管理計画認定マンションの名称、所在地、本市が付与する認定コード等を公表するものとする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。